

令和8年度那覇市認可外保育施設児童諸検査業務委託契約書

那覇市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、市内の認可外保育施設児童の諸検査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託内容)

第1条 甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。

検査名	対象者	検査項目等
尿検査	児童のみ	潜血・蛋白・糖

(委託料)

第2条 委託料の額は、次に掲げる単価に受診者数を乗じて得た額とする。ただし、消費税及び地方消費税は、別途とする。

- (1) 尿 円
- (2) 採尿パック (0歳児～2歳児) 円
- (3) 事務手数料 円

(契約期間)

第3条 契約期間は、この契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 諸検査は、前期(5月～7月)、後期(10月～12月)の2回とし、次のとおり実施するものとする。

- (1) 前期 尿検査
- (2) 後期 尿検査

3 諸検査の日程については、施設長と乙との調整により定める。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、那覇市契約規則(平成26年規則第59号)第30条第1項第9号の規定に基づき免除する。

(委託料の支払い及び業務報告)

第5条 乙は、この契約書に定める事項を確実に履行し、履行後速やかに受検状況、結果について報告し、同時に委託料並びに消費税及び地方消費税額(以下「委託料等」という。)の請求をするものとする。

2 甲は、請求内容を審査し、適正と認めるときは、請求書受理の日から30日以内に乙に対し委託料等を支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと判断した場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(特約条項)

第7条 本件業務委託契約において個人情報を取扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(権利等の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(医療廃棄物の処理)

第9条 乙は、この契約を実施するに当たっては環境に十分配慮するものとし、特に医療廃棄物の処理は、適正に行うこととする。

(協議)

第10条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 (住所)
(事業者名)
(役職)
(代表者名)

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条及び那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第9条の規定に基づき、業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託者 個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など委託者が管理する個人に属する情報をいう。
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は委託者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複製及び複製してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複製または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 委託者は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 委託者は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 委託者が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は委託者に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに委託者へ報告しなければならない。

- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかに原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(個人情報の提供資料の返還義務)

第10条 受託者は、本委託業務が終了したとき又は委託者の求めがあったときには、委託者の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては委託者と受託者が協議の上決定することとする。

(従事者への周知)

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。